

◎独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程（平成15年10月1日機構規程第27号）

| | | | | |
|----|--------|----------|--------|----------|
| 改正 | 平15.11 | 機構規程 191 | 平16.5 | 機構規程 17 |
| | 平16.11 | 機構規程 60 | 平17.2 | 機構規程 67 |
| | 平17.3 | 機構規程 81 | 平17.11 | 機構規程 51 |
| | 平18.3 | 機構規程 83 | 平19.3 | 機構規程 77 |
| | 平20.3 | 機構規程 50 | 平20.3 | 機構規程 74 |
| | 平20.11 | 機構規程 97 | 平21.3 | 機構規程 111 |
| | 平21.3 | 機構規程 127 | 平21.11 | 機構規程 39 |
| | 平22.3 | 機構規程 72 | 平22.11 | 機構規程 54 |
| | 平23.12 | 機構規程 52 | 平24.9 | 機構規程 17 |
| | 平25.3 | 機構規程 53 | 平27.2 | 機構規程 29 |
| | 平27.3 | 機構規程 41 | 平27.8 | 機構規程 21 |
| | 平28.1 | 機構規程 57 | 平28.3 | 機構規程 82 |
| | 平28.12 | 機構規程 53 | 平28.12 | 機構規程 56 |
| | 平29.3 | 機構規程 88 | 平30.1 | 機構規程 19 |
| | 平30.3 | 機構規程 61 | 平30.10 | 機構規程 30 |
| | 平30.12 | 機構規程 41 | 令 1.12 | 機構規程 28 |
| | 令 2.3 | 機構規程 44 | 令 4.6 | 機構規程 8 |
| | 令 4.12 | 機構規程 33 | 令 5.12 | 機構規程 44 |
| | 令 6.3 | 機構規程 68 | 令 7.1 | 機構規程 35 |
| | 令 7.4 | 機構規程 4 | 令 8.1 | 機構規程 41 |

(総則)

第1条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)の職員(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構就業規則(平成15年10月機構規程第29号。以下「就業規則」という。)第2条に定める職員。以下「職員」という。)に対する給与の支給については、法令その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 職員の給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 奉給
- (2) 扶養手当
- (3) 地域手当
- (4) 職務手当
- (5) 広域異動手当
- (6) 特殊勤務手当
- (7) 特地勤務手当
- (8) 特地勤務手当に準ずる手当
- (9) 超過勤務手当
- (10) 夜勤手当

- (11) 宿日直手当
- (12) 管理職員特別勤務手当
- (13) 期末手当
- (14) 勤勉手当
- (15) 寒冷地手当
- (16) 通勤手当
- (17) 住居手当
- (18) 単身赴任手当

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、全額を通貨で直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき、その職員の給与から控除すべきものがある場合には、職員に支払うべき給与のうちからその金額を控除して支払うものとする。

(給与台帳)

第4条 理事長は、給与台帳を作成しなければならない。

- 2 給与は、給与台帳に基づいて支払うものとする。
- 3 給与台帳には、労働基準法(昭和22年法律第49号)第108条に規定する事項を記載するものとする。

(俸給)

第5条 俸給は月額とし、その額は俸給表(別表第1)に定めるところによる。

- 2 職員の受ける俸給は、就業規則第10条に規定する勤務時間(以下「所定勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して決定する等級及び号俸に応じた額とする。

第6条 削除

(初任給及び採用給)

第7条 新たに職員となった者の初任給及び採用給は、次のとおりとする。

- (1) 初任給

ア 事務所限定職員以外の職員

| 学歴 | 等級号俸 |
|-----|--------|
| 大学卒 | 7等級1号俸 |
| 高校卒 | 8等級1号俸 |

イ 事務所限定職員

| 学歴 | 等級号俸 |
|-----|---------|
| 大学卒 | 9等級25号俸 |
| 高校卒 | 9等級1号俸 |

(2) 採用給

学校卒業後の職務経歴等を有する者を採用する場合の採用給は、その者の能力、学歴、職務経歴等を考慮するとともに、職員との均衡を図って決定する。

(昇格及び降格)

第8条 職員の昇格及び降格については、別に定めるところにより行うことができる。

2 職員を昇格及び降格させた場合におけるその者の俸給月額については、別に定める。

(昇給)

第9条 職員の昇給は、毎年4月1日に、前年度における人事評価の評価ランクに応じて行うものとする。

2 職員の昇給は、その属する等級における最高の号俸を超えて行うことができない。

3 前2項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(俸給等の支給日)

第10条 俸給、扶養手当、地域手当、職務手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、住居手当、単身赴任手当及び休職者給与は、月の初日から末日までの期間につき、その月額をその月の20日に、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、その月分を翌月20日に支給するものとする。ただし、その日が休日(就業規則第12条に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給するものとする。

2 職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるため職員から給与の支給の請求があった場合は、請求のあった日までの給与の範囲内の金額を、前項の規定にかかわらず支給することができる。

(端数計算)

第11条 給与の支給額に1円未満の端数を生じた場合は、その給与の種類ごとにこれを切り捨てるものとする。

(日割計算)

第12条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 職員が解雇されたとき、退職したとき又は懲戒処分により免職されたときは、その日まで俸給を支給し、職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
- 3 前2項の規定により俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給する以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときはその俸給額は、その月の日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 前3項の規定は、第15条の規定による地域手当、第16条の規定による職務手当、第17条の規定による広域異動手当、第26条の2の規定による特地勤務手当及び第26条の3の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給について準用する。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

- 2 前項の扶養親族の範囲は、次の各号のいずれかに該当する者であって、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。
 - (1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者がいる場合にあってはそのうち1人については11,000円)とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養手当の支給方法)

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいるときは、その旨を含む。)を所属長(本社総務部長をいう。ただし、独立行政

法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構組織規程(平成15年10月機構規程第9号。以下「組織規程」という。)第31条の2に規定する特例業務所管組織にあっては国鉄清算事業管理部長をいう。)に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
 - (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
 - (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる

配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(地域手当)

第15条 地域手当は、別表第2に掲げる地域に在勤する職員に対して支給する。

2 地域手当の月額は、その者の俸給、扶養手当及び職務手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の10
- (2) 2級地 100分の6
- (3) 3級地 100分の2

3 前項の地域手当の級地は、別表第2に定めるとおりとする。

4 第1項に規定する地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する勤務箇所が移転した場合(これらの職員が当該異動又は移転日の前日に在勤していた地域又は勤務箇所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。)において、当該異動又は移転(以下この項において「異動等」という。)の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合(第2項に規定する割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。)が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合(第2項に規定する割合をいい、別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域が第1項に規定する地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前3項の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合(異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動等後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前までの間。以下この項において同じ。)、俸給、扶養手当及び職務手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する

地域を異にして異動した場合又はその勤務箇所が移転した場合における地域手当の支給については、別に定める。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の日以後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び第3号において同じ。)

(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

5 国家公務員等(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員退職手当支給規程(平成15年10月機構規程第28号)第10条第1項に規定する国家公務員等をいう。以下同じ。)であった者が、引き続き職員となり、第2項に規定する割合のうち最高のものに係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、当該職員が次の各号のいずれにも該当する職員で、職員となった日前3年以内の国家公務員等として勤務していた期間(常時勤務に服する者として職員となった日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下「対象期間」という。)を職員として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(1) 人事交流により職員となった者であること。

(2) 対象期間に第1項に規定する地域に在勤していた者であること。

6 前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

(職務手当)

第16条 職務手当は、別表第3に掲げる代表的職務を基準に別に定める職務にある職員に対して支給する。

2 職務手当の月額は、別表第3に掲げる職務の区分に応じて、同表に定める額とする。

3 前項の規定による額が、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役員給与規程(平成15年10月機構規程第25号)第4条に規定する役員の俸給月額のうち最低の俸給月額及びこれに対する特別地域手当の月額の合計額に110分の100を乗じて得た額と職員が受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額との差額以上となる場合には、その者に支給する職務手当の額は、前項にかかわらず、その差額未満による別に定める額とする。

(広域異動手当)

第17条 職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離(異動等の日の前日在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と勤務箇所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から5年を経過する日までの間、俸給、扶養手当及び職務手当の月額の合計額に勤務箇所間の距離の区分に応じて別に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、広域異動手当を支給することが適當と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から5年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときには当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときには当該再異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 国家公務員等であった者のうち、人事交流により引き続き職員となり、国家公務員等として勤務していた期間(常時勤務に服する者として職員となった日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。)を職員として勤務していたものとした場合に第1項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなる職員その他新たに俸給表の適用を受ける職員となったことに伴い第1項の規定による広域異動手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、別に定めるところにより広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が第15条の規定により地

域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

(特殊勤務手当の種類)

第18条 特殊勤務手当は、著しく危険、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給し、その種類は、次のとおりとする。

- (1) 坑内作業手当
- (2) 青函トンネル坑内作業手当
- (3) 高所作業手当
- (4) 異常圧力内作業手当
- (5) 夜間特殊業務手当
- (6) 用地交渉等手当
- (7) 災害応急作業等手当

(坑内作業手当)

第19条 坑内作業手当は、職員が坑内でトンネル掘削作業若しくはその監督業務又は出来形を検査する業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき560円とする。

(青函トンネル坑内作業手当)

第20条 青函トンネル坑内作業手当は、職員が青函トンネルの本坑でトンネルの維持管理作業若しくはその監督の業務又は工事の施行の監督若しくは出来形を検査する業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき300円とする。

(高所作業手当)

第21条 高所作業手当は、職員が地上若しくは水面上10メートル以上の足場不安定な高所で工事の施行を監督し、又は出来形を検査する業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき220円とする。ただし、当該業務が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われたときは320円とする。

第22条 削除

(異常圧力内作業手当)

第23条 異常圧力内作業手当は、次の各号に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 圧搾空気内の工事の施行の監督、又は出来形の検査

(2) 潜水器具を着用しての工事の施行の監督、又は出来形の検査

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の場合 業務に従事した時間1時間につき、気圧の区分に応じて次の表に定める額

| 気圧の区分 | 手当額 |
|-----------------|--------|
| 0.2メガパスカルまで | 210円 |
| 0.3メガパスカルまで | 560円 |
| 0.3メガパスカルを超えるとき | 1,000円 |

(2) 前項第2号の場合 業務に従事した時間1時間につき、潜水深度の区分に応じて次の表に定める額

| 潜水深度の区分 | 手当額 |
|--------------|--------|
| 20メートルまで | 310円 |
| 30メートルまで | 780円 |
| 30メートルを超えるとき | 1,500円 |

(夜間特殊業務手当)

第24条 夜間特殊業務手当は、職員の所定勤務時間による勤務が、22時から翌日の5時までの時間(以下本条において「深夜」という。)の一部又は全部にわたって行われたときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 勤務時間が深夜の全部を含む勤務の場合 1,100円

(2) 勤務時間が深夜の一部を含む勤務の場合 730円(深夜の勤務時間が2時間未満の場合、410円)

(用地交渉等手当)

第25条 用地交渉等手当は、職員が土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条第7号の2に掲げる鉄道若しくは軌道に関する事業若しくはこれらの事業に関連する事業に必要な土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉(土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。)の業務(土地の取得等に関する計画又は損失の補償案についてその権利者、被補償者等に対して最初の説明を行った日以後継続的に行われ、

当該説明の日から起算して1月を経過した日以後にその権利者、被補償者等と面接して行われる交渉業務で職員の心身に著しい負担を与えるものに限る。)に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき650円(業務が深夜において行われた場合にあっては、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額)とする。

(災害応急作業等手当)

第25条の2 災害応急作業等手当は、職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある鉄道施設等の現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(次項において「応急作業等」という。)に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じた額とする。

- (1) 巡回監視 710円
(2) 応急作業等 1,080円

(手当額の特例)

第26条 次に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、第19条から第21条までの規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

坑内作業手当

青函トンネル坑内作業手当

高所作業手当

災害応急作業等手当

(特地勤務手当)

第26条の2 生活の著しく不便な地に所在する勤務箇所として別に定めるもの(以下「特地勤務箇所」という。)に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

- 2 特地勤務手当の月額は、別に定める額とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第26条の3 職員が勤務箇所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する勤務箇所又はその移転した勤務箇所が特地勤務箇所又は別に

定めるこれに準ずる勤務箇所(以下「準特地勤務箇所」という。)に該当するときは、当該職員には、別に定めるところにより、当該異動又は勤務箇所の移転の日から3年以内の期間(当該異動又は勤務箇所の移転の日から起算して3年を経過する際引き続き勤務させる必要がある者にあっては更に3年以内の期間)、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 2 新たに俸給表の適用を受ける職員となって、特地勤務箇所又は準特地勤務箇所に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員その他前項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(超過勤務手当)

第27条 職員が所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合又は休日に勤務することを命ぜられた場合には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間又は休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、休日に勤務した場合であって、代替の休日を与えたときは、勤務1時間当たりの給与額にその勤務時間数(その勤務時間数が1日の所定勤務時間数を超える場合においては、所定勤務時間数)を乗じた額を超過勤務手当から控除する。

- (1) 休日以外の日における勤務 100分の125
- (2) 休日における勤務 100分の135
- 2 前項の規定にかかわらず、所定勤務時間を超えて勤務した時間数及び休日に1日の所定勤務時間数を超えて勤務した時間数の合計が1月について45時間を超えたときは、45時間を超えた勤務のうち休日以外の日における勤務の全部について勤務1時間当たりの給与額に100分の130(その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、所定勤務時間を超えて勤務した時間数及び休日に1日の所定勤務時間数を超えて勤務した時間数の合計が1月について60時間を超えたときは、60時間を超えた勤務の全部について勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給するものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第28条 勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職務手当の月額、俸給及び職務手当の月額に対する地域手当並びに広域異動手当の月額、俸給の月額に対する特地勤務手当、別に定める俸給の月額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額及び寒冷地手当が支給されるときは寒冷地手当の月額の合計額を、1年間における1月平均所定勤務時間数で除した額とする。

(夜勤手当)

第29条 職員が所定勤務時間として22時から翌日の5時までの間に勤務することを命ぜられた場合には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき前条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜勤手当として支給する。

2 第46条の規定の適用を受ける職員が22時から翌日の5時までの間に勤務することを命ぜられた場合(前項に掲げる場合を除く。)には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき前条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜勤手当として支給する。

(宿日直手当)

第30条 職員が宿直勤務又は日直勤務を命ぜられ、その勤務をした場合は、宿日直手当を支給する。

2 前項の手当額は、宿直勤務又は日直勤務1回につき、別に定める額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第31条 第46条の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

4 前2項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

(期末手当)

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第34条までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日(次条及び第34条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員(懲

戒免職の処分を受けた職員及び拘禁刑以上の刑に処せられ退職し又は解雇された職員並びに別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 職員が基準日前1箇月以内に国等の機関(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員退職手当支給規程(平成15年10月機構規程第28号)第10条第1項に規定する国等の機関をいう。以下同じ。)の要請に応じ退職して、引き続き国家公務員等となった場合は、前項の規定による期末手当は支給しない。
- 3 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ退職して、引き続き職員となった場合は、その者の国家公務員等として在職していた期間は、職員としての在職期間に算入する。
- 4 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(第1項後段の規定に該当する者については、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。第35条第3項において同じ。)において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(別表第4に定める職務にある職員にあっては、その額に俸給の月額にそれぞれ同表に定める管理職加算割合を乗じて得た額並びに俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額にそれぞれ同表に定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額。以下「基礎額」という。)を基礎として、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額とする。

(期末手当の不支給)

第33条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられ退職し又は解雇された職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し又は解雇された職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職し又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

第34条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職し又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職し又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めることは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員(懲戒免職の処分を受けた職員及び拘禁刑以上の刑に処せられ退職し又は解雇された職員並びに別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 第32条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 勤勉手当の額は、それぞれその基準日現在における基礎額を基礎として、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額とする。
- 4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(寒冷地手当)

第36条 寒冷地手当は、寒冷地に在勤する職員に対し、国家公務員の寒冷地手当に関する法令に準じて別に定めるところにより支給する。

(通勤手当)

第37条 通勤手当は、次の各号に掲げる区分により支給する。

- (1) 通勤のため交通機関等を利用することを常例とする職員にあっては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。
- (2) 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあっては、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額とする。
 - ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
 - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円
 - エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円
 - オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

| | | |
|---|----------------------------------|---------|
| カ | 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 | 16,600円 |
| キ | 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 | 19,700円 |
| ク | 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 | 22,800円 |
| ケ | 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 | 25,900円 |
| コ | 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 | 29,100円 |
| サ | 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 | 32,300円 |
| シ | 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 | 35,500円 |
| ス | 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 | 38,700円 |

- 2 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、前項第1号に掲げる職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 3 前項の規定は、新たに俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号に掲げる職員で、職員となった日の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第1項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の

通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 5 通勤手当は、支給単位期間(別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間)に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第38条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(賃間を含む。第2号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(宿舎規程(平成15年10月機構規程第58号。)第2条の規定による宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。)
 - (2) 次条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(宿舎規程第2条の規定による宿舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額)とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を

11,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額
(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。

(単身赴任手当)

第39条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。
- 3 新たに俸給表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもの及び単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(欠勤者の給与)

第40条 職員が業務上若しくは通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し又は疾病にかかり欠勤した場合は、その欠勤の全期間について給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり欠勤した場合は、その欠勤を始めた日から1年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当、寒冷地手当、住居手当及び単身赴任手当の全額を支給する。
- 3 前2項以外の心身の故障により欠勤した場合は、その欠勤の期間が6月に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当、寒冷地手当、住居手当及び単身赴任手当の全額を支給する。
- 4 前2項の欠勤の期間には、休日を通算するものとする。

(給与の減額)

第41条 職員が前条及び別に定めるところにより勤務したものとみなされる場合を除き欠勤、遅刻、早退等により勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、第28条の規定による勤務1時間当たりの給与額に勤務しない時間を乗じて得た額を所定の給与額から控除する。

(介護休業等をしている者の給与)

第42条 介護休業又は介護短時間勤務により勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、第28条の規定による勤務1時間当たりの給与額に勤務しない時間を乗じて得た額を所定の給与額から控除する。

- 2 前項に規定するもののほか、介護休業をした職員の給与に関し必要な事項については、別に定める。

(育児休業等をしている者の給与等)

第43条 職員が育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 第32条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第35条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 育児短時間勤務により勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、第28条の規定による勤務1時間当たりの給与額に勤務しない時間を乗じて得た額を所定の給与額から控除する。
- 5 前各号に規定するもののほか、育児休業をした職員の給与に関し必要な事項については別に定める。

(休職者の給与)

第44条 職員が業務上若しくは通勤により負傷し又は疾病にかかり、休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり、休職を命ぜられたときは、その休職の期間が2年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、期末手当、寒冷地手当及び住居手当の100分の80、2年を超えた期間については、100分の60を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、休職を命ぜられたときは、その休職の期間が1年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、期末手当、寒冷地手当及び住居手当の100分の80、1年を超えた期間については、100分の60を支給する。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴され、休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当の100分の60以内の額を支給する。

(保険給付と給与との調整措置)

第45条 第40条又は前条の規定により給与の全額又は一部の支給を受けるべき職員が、欠勤又は休職の期間と同一の期間について労災保険法の規定による休業補償給付若しくは休業給付又は健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による傷病手当金を受けるべき場合においては、その受けるべき保険給付に相当する額を所定の給与額から減額する。

(特定の職員についての適用除外)

第46条 第24条及び第27条の規定は、別表第3に掲げる職務の区分のうち、第1種及び第2種に属する職務にある職員には適用しない。

(実施に関し必要な事項)

第47条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 機構の設立の際、日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)又は運輸施設整備事業団(以下「事業団」という。)の職員であった者で、引き続き機構の職員となった者の在職期間の算定については、公団又は事業団の職員であった期間を機構の在職期間とみなす。
- 3 新卒試験採用職員のうち、次の各号に掲げる号俸を受ける者の俸給の額は、別表第1にかかわらず、次の各号に掲げる号俸の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
 - (1) 7等級1号俸 244,000円
 - (2) 7等級13号俸 257,600円
- 4 平成28年3月31日までの間、職員(その者の属する等級が3等級以上である者(再雇用職員

を除く。)であってその号俸がその等級における最低の号俸でない者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 傅給月額 当該特定職員の傅給月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の傅給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する等級における最低の号俸の傅給月額に達しない場合(以下この項及び附則第6項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の傅給月額から当該特定職員の属する等級における最低の号俸の傅給月額を減じた額(以下この項及び附則第6項において「傅給月額減額基礎額」という。))
- (2) 地域手当 当該特定職員の傅給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、傅給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の傅給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、傅給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額)
- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき傅給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(規程別表第4に定める職務にある職員にあっては、その額に、傅給月額にそれぞれ同表に定める管理職加算割合を乗じて得た額並びに傅給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額にそれぞれ同表に定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額)に、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき傅給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同表に定める職務にある職員にあっては、その額に、傅給月額減額基礎額にそれぞれ同表に定める管理職加算割合を乗じて得た額並びに傅給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額にそれぞれ同表に定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額)に国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額)

- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(規程別表第4に定める職務にある職員にあっては、その額に、俸給月額にそれぞれ同表に定める管理職加算割合を乗じて得た額並びに俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額にそれぞれ同表に定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額)に、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同表に定める職務にある職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額並びにそれぞれ同表に定める管理職加算割合を乗じて得た額並びに俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額にそれぞれ同表に定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額)に国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額)
- (6) 休職者の給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第44条第1項 前各号に定める額
 - イ 第44条第2項 第1号から第4号に定める額に、それぞれ2年に達するまでは100分の80を乗じて得た額、2年を超えた期間については100分の60を乗じて得た額
 - ウ 第44条第3項 第1号から第4号に定める額に、それぞれ1年に達するまでは100分の80を乗じて得た額、1年を超えた期間については100分の60を乗じて得た額
 - エ 第44条第4項 第1号から第3号に定める額に100分の60を乗じて得た額
- 5 前項に規定するものほか、給与期間の中途において、特定職員以外の者が特定職員となった場合又は特定職員が特定職員以外の職員となった場合におけるその給与期間の前項各号に定める額に相当する額の計算は、規程第11条の規定により、日割計算による。
- 6 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての規程第27条、第29条、第41条、第42条及び第43条第4項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第28条の規定にかかわらず、俸給月額、職務手当の月額及びこれらに対する地域手当並びに広域異動手当の月額の合計額を、1年間における1月平均所定勤務時間数で除した額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を、1年間における1月平均所定勤務時間数で除した額)に相当する額を減じた額とする。

附 則(平成15年11月28日機構規程191)

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年5月24日機構規程第17号)

- 1 この規程は、平成16年6月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程の規定による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程第15条、第17条及び附則第7項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当及び特別都市手当の支給に関するこの規程の規定による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程第15条、第17条及び附則第7項の規定の適用については、第15条第3項中「場合(これらの職員が当該異動又は移転日の前日在勤していた地域又は勤務箇所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「いい、別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年5月31日のいずれか早い日」と、同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年5月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年5月31日のいずれか早い日」と、同条第4項中「前項」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成16年5月機構規程第17号)附則第2項の規定により読み替えて適用される前項」と、第17条第3項中「場合(これらの職員が当該異動又は移転日の前日在勤していた地域又は勤務箇所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「いい、別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年5月31日のいずれか早い日」と、同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年5月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年5月31日のいずれか早い日」と、附則第7項中「場合(当該職員が当該異動の日の前日在勤していた本社に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年5月31日のいずれか早い日」と、同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年5月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」

とあるのは「3年を経過する日又は平成18年5月31日のいずれか早い日」とする。

附 則(平成16年11月30日機構規程第60号)

この規程は、平成16年11月30日から施行し、平成16年11月1日から適用する。

附 則(平成17年2月22日機構規程第67号)

この規程は、平成17年2月22日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成16年10月29日から適用する。

附 則(平成17年3月28日機構規程第81号)抄

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月28日機構規程第51号)

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日機構規程第83号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日機構規程第77号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日機構規程第50号)

1 この規程は、平成20年3月19日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年3月19日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き職員である者の切替日における等級及び号俸は、切替日の前日にその者が属していた等級及びその者が受けている号俸(その者が属していた等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた者にあっては俸給月額)に応じて、別に定めるところにより切り替える。

3 切替日の前日から引き続き職員である者で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(当該俸給月額に、この規程の施行の際にその者の属する等級が3等級以上である者においては100分の99.27を、4等級以下である者においては100分の99.35をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年11月機構規程第54号)による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、平成28年3月31日までの間、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を

生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を俸給として支給する。

- 4 切替日以降に採用されることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給することができる。
- 5 平成24年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げるこの規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|------------|---------|-------------------------|
| 第15条第2項第1号 | 100分の10 | 100分の10を超えない範囲内で別に定める割合 |
| 第15条第2項第2号 | 100分の8 | 100分の8を超えない範囲内で別に定める割合 |
| 第15条第2項第3号 | 100分の4 | 100分の4を超えない範囲内で別に定める割合 |
| 第15条第2項第4号 | 100分の1 | 100分の1を超えない範囲内で別に定める割合 |

- 6 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程(以下「改正前の給与規程」という。)第15条第3項及び第17条第3項の規定の適用を受けている職員に対する地域手当の支給及び第2条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前において改正前の給与規程第15条第1項及び第17条第1項の規定の適用を受けている職員が施行日にその在勤する地域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する勤務箇所が施行日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する改正後の給与規程第15条第4項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する地域」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成20年3月機構規程第50号。以下「改正規程」という。)による改正前の第15条第1項に定める地域若しくは第17条第1項に定める地域」と、「地域手当の支給割合(第2項に規定する割合をいい、)」とあるのは「調整手当及び特別都市手当の支給割合(改正規程による改正前の第15条第2項に定める支給割合に第17条第2項に定める支給割合を加えた割合をいい、)」と、「異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合」とあるのは「異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合。ただし、平成20年4月1日(以下「改正規程の施行日」という。)の前にお

いて当該異動等の日から1年を超える期間が経過している場合であって、異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合が、改正規程の施行日の前日に受けている割合(改正規程による改正前の第15条第3項の規定による割合(同条第2項に規定する割合を受けていた場合にあっては、同項に規定する割合)に改正規程による改正前の第17条第3項の規定による割合を加えた割合をいう。以下同じ。)に達しない場合は、改正規程の施行日の前日に受けている割合とする。」とする。

- 7 改正後の給与規程第17条の規定は、平成17年4月2日から施行日の前日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成20年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

附 則(平成20年3月31日機構規程第74号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月28日機構規程第97号)

この規程は、平成20年11月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月4日機構規程第111号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日機構規程第127号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年11月30日機構規程第39号)

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日機構規程第72号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月30日機構規程第54号)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

- 2 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対するこの規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程附則第4項の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則(平成23年12月19日機構規程第52号)

- この規程は、平成24年1月1日から施行する。ただし、別表第3の第1種及び第2種の項の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月25日機構規程第17号)

- 1 この規程は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 平成24年10月1日から平成26年9月30日までの期間(以下「特例期間」という。)においては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程(平成15年10月機構規程第27号。以下「職員給与規程」という。)に基づく職員に対する俸給(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成20年3月機構規程第50号)第3項の規定による俸給を含む。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給の月額から、俸給の月額に、当該職員の職務の等級に応じそれぞれ次の各号に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
 - (1) 1等級及び2等級 100分の9.77
 - (2) 3等級から5等級まで 100分の7.77
 - (3) 6等級から9等級まで 100分の4.77
- 3 特例期間においては、改正後の職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 地域手当 当該職員の俸給の月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の職務手当(職員給与規程別表3に掲げる職務の区分のうち、第4種に属する職務にある職員に支給する職務手当を除く。以下同じ。)の月額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (2) 職務手当 当該職員の職務手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (3) 広域異動手当 当該職員の俸給の月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の職務手当の月額に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (4) 休職者の給与 当該職員に適用される次のアからエまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからエまでに定める額
 - ア 職員給与規程第44条第1項 前項及び前3号に定める額
 - イ 職員給与規程第44条第2項 前項並びに第1号及び第3号に定める額に職員給与規程第44条第2項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ウ 職員給与規程第44条第3項 前項並びに第1号及び第3号に定める額に職員給与規程第44条第3項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - エ 職員給与規程第44条第4項 前項並びに第1号及び第3号に定める額に職員給与規

程第44条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

- 4 特例期間においては、職員給与規程第28条の規定による勤務1時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給の月額、俸給の月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を、1年間における1月平均所定勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、職員給与規程附則第4項の規程の適用を受ける職員に対する前3項の規定の適用については、第2項中「、俸給の月額に」とあるのは「、俸給の月額から職員給与規程附則第4項第1号に定める額を減じた額に」と、第3項第1号中「俸給の月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給の月額に対する地域手当の月額から職員給与規程附則第4項第2号に定める額を減じた額」と、同項第3号中「俸給の月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給の月額に対する広域異動手当の月額から職員給与規程附則第4項第3号に定める額を減じた額」と、同項第4号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同項第4号イ及びウ中「前項並びに第1号及び第3号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第1号及び第3号」と、同項第4号エ中「前項並びに第1号及び第3号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第1号及び第3号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から職員給与規程附則第6項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。
- 6 第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成25年3月27日機構規程第53号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月9日機構規程第29号)

- 1 この規程は、平成27年2月9日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則(平成27年3月25日機構規程第41号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年8月18日機構規程第21号)

- 1 この規程は平成27年8月18日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成27年8月1日から適用する。
- 2 施行日前に昇格した職員の施行日における号俸については、その者が施行日において昇格したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより必要な調整を行うことができる。
- 3 施行日の前日から引き続き職員である者で、その者の受ける俸給月額が同日において受けた俸給月額に達しないこととなる者(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、平成28年3月31日までの間、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を俸給として支給する。
- 4 施行日の前日から引き続き職員である者(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて俸給を支給する。
- 5 施行日以降に、国家公務員等であった者が人事交流により引き続き職員となった者又は他の職員について、前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、前2項の規定に準じて俸給を支給する。
- 6 この規程の規定による俸給の額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。
- 7 施行日から平成28年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程第39条第2項に規定する単身赴任手当の月額については、「30,000円」を「30,000円を超えない範囲内で別に定める額」と読み替えるものとする。

附 則(平成28年1月19日機構規程第57号)

- 1 この規程は、平成28年1月19日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成27年8月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払

いとみなす。

- 3 平成27年4月1日から同年7月31日までの間に現に受けていた俸給の月額が、この規定による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づく俸給の月額に達しないときは、その差額を支給する。

附 則(平成28年3月30日機構規程第82号)

この規程は、平成28年3月30日から施行する。

附 則(平成28年12月22日機構規程第53号)

- 1 この規程は、平成28年12月22日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則(平成28年12月26日機構規程第56号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日機構規程第88号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年1月23日機構規程第19号)

- 1 この規程は、平成30年1月23日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則(平成30年3月28日機構規程第61号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年10月2日機構規程第30号)

この規程は、平成30年10月2日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成30年10月1日から適用する。

附 則(平成30年12月14日機構規程第41号)

- 1 この規程は、平成30年12月14日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道

建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則(令和元年12月13日機構規程第28号)

- 1 この規程は、令和元年12月13日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則(令和2年3月26日機構規程第44号)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてこの規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程(平成15年10月機構規程第27号。以下「職員給与規程」という。)第38条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和4年3月31日までの間、この規程による改正後の職員給与規程第38条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(以下「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) この規程による改正後の職員給与規程第38条第1項各号のいずれにも該当しないことになる職員
 - (2) 旧手当額からこの規程による改正後の職員給与規程第38条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則(令和4年6月15日機構規程第8号)

- 1 この規程は、令和4年6月15日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程第

17条第1項及び第2項の規定は、平成29年4月2日から適用日の前日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程第17条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「令和4年4月1日から当該異動等の日以後」に読み替えるものとする。

附 則(令和4年12月5日機構規程第33号)

- 1 この規程は、令和4年12月5日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則(令和5年12月14日機構規程第44号)

- 1 この規程は、令和5年12月14日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則(令和6年3月28日機構規程第68号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年1月9日機構規程第35号)

- 1 この規程は、令和7年1月9日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則(令和7年4月14日機構規程第4号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和7年4月14日から施行し、改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施

設整備支援機構職員給与規程の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(令和10年3月31日までの間における地域手当)

第2条 令和10年3月31日までの間における地域手当は、この規程による改正後の第15条第1項の規定にかかわらず、附則別表に掲げる地域に在勤する職員に対して支給する。

第3条 令和10年3月31日までの間における地域手当の月額は、この規程による改正後の第15条第2項の規定にかかわらず、その者の俸給、扶養手当及び職務手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 10パーセント級地 100分の10
- (2) 9パーセント級地 100分の9
- (3) 8パーセント級地 100分の8
- (4) 7パーセント級地 100分の7
- (5) 6パーセント級地 100分の6
- (6) 5パーセント級地 100分の5
- (7) 4パーセント級地 100分の4
- (8) 3パーセント級地 100分の3
- (9) 2パーセント級地 100分の2
- (10) 1パーセント級地 100分の1

第4条 令和10年3月31日までの間における前条の地域手当の級地は、この規程による改正後の第15条第3項の規定にかかわらず、附則別表に定めるとおりとする。

附則別表

(令和7年度)

| 都道府県 | 支給地域 | 級地 |
|------|---------------------|-----------|
| 北海道 | 札幌市 | 2パーセント級地 |
| 宮城県 | (1)多賀城市 | 7パーセント級地 |
| | (2)仙台市 | 5パーセント級地 |
| 茨城県 | (1)取手市、つくば市、守谷市 | 10パーセント級地 |
| | (2)牛久市 | 9パーセント級地 |
| | (3)水戸市、土浦市、日立市、龍ヶ崎市 | 7パーセント級地 |
| | (4)古河市、ひたちなか市、神栖市 | 3パーセント級地 |
| | (5)笠間市、鹿嶋市、筑西市 | 2パーセント級地 |

| | | |
|-----|---|-----------|
| | (6)前5号に掲げる地域以外の地域 | 1パーセント級地 |
| 栃木県 | (1)宇都宮市、大田原市、下野市 | 3パーセント級地 |
| | (2)栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市 | 2パーセント級地 |
| | (3)前2号に掲げる地域以外の地域 | 1パーセント級地 |
| 群馬県 | (1)高崎市 | 3パーセント級地 |
| | (2)前橋市、太田市 | 2パーセント級地 |
| 埼玉県 | (1)和光市、さいたま市、志木市 | 10パーセント級地 |
| | (2)東松山市、朝霞市 | 9パーセント級地 |
| | (3)坂戸市 | 7パーセント級地 |
| | (4)川越市、上尾市 | 5パーセント級地 |
| | (5)川口市、行田市、所沢市、飯能市、 加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、 深谷市、草加市、越谷市、戸田市、入 間市、久喜市、三郷市、幸手市、比企 郡滑川町、比企郡鳩山町、北葛飾郡杉 戸町 | 3パーセント級地 |
| | (6)熊谷市 | 2パーセント級地 |
| | (7)前6号に掲げる地域以外の地域 | 1パーセント級地 |
| | (1)千葉市、成田市、印西市、袖ヶ浦市 | 10パーセント級地 |
| | (2)船橋市、浦安市 | 9パーセント級地 |
| 千葉県 | (3)市川市、松戸市、佐倉市、市原市、 富津市 | 7パーセント級地 |
| | (4)柏市 | 5パーセント級地 |
| | (5)野田市、茂原市、東金市、流山市、 印旛郡酒々井町、印旛郡栄町 | 3パーセント級地 |
| | (6)木更津市、君津市、八街市 | 2パーセント級地 |
| | (7)前6号に掲げる地域以外の地域 | 1パーセント級地 |
| 東京都 | (1)特別区、武蔵野市、調布市、町田市、 小平市、日野市、国分寺市、狛江市、 清瀬市、多摩市、八王子市、青梅市、 | 10パーセント級地 |

| | | |
|------|--|-----------|
| | 府中市、昭島市、東村山市、国立市、福生市、稻城市、西東京市、立川市、東大和市 | |
| | (2)三鷹市、あきる野市 | 9パーセント級地 |
| | (3)武蔵村山市 | 4パーセント級地 |
| | (4)前3号に掲げる地域以外の地域 | 3パーセント級地 |
| 神奈川県 | (1)横浜市、川崎市、厚木市、藤沢市、鎌倉市、相模原市 | 10パーセント級地 |
| | (2)横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市 | 9パーセント級地 |
| | (3)三浦市、三浦郡葉山町、中郡二宮町 | 6パーセント級地 |
| | (4)前3号に掲げる地域以外の地域 | 3パーセント級地 |
| 富山県 | 富山市 | 2パーセント級地 |
| 石川県 | 金沢市 | 2パーセント級地 |
| 山梨県 | 甲府市 | 3パーセント級地 |
| 長野県 | (1)塩尻市 | 3パーセント級地 |
| | (2)長野市、松本市 | 2パーセント級地 |
| 岐阜県 | 岐阜市 | 3パーセント級地 |
| 静岡県 | (1)静岡市 | 5パーセント級地 |
| | (2)裾野市、沼津市、磐田市、御殿場市 | 3パーセント級地 |
| | (3)浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市 | 2パーセント級地 |
| | (4)前3号に掲げる地域以外の地域 | 1パーセント級地 |
| 愛知県 | (1)名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 | 10パーセント級地 |
| | (2)西尾市、知多市、みよし市 | 7パーセント級地 |
| | (3)岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、犬山市、江南市、田原市、弥富市、西春日井郡豊山町 | 5パーセント級地 |
| | (4)豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、 | 3パーセント級地 |

| | | |
|-----|---|-----------|
| | 小牧市、海部郡飛島村 | |
| | (5)前4号に掲げる地域以外の地域 | 2パーセント級地 |
| 三重県 | (1)鈴鹿市 | 9パーセント級地 |
| | (2)四日市市 | 7パーセント級地 |
| | (3)津市、桑名市、亀山市 | 3パーセント級地 |
| | (4)名張市、伊賀市 | 2パーセント級地 |
| | (5)前4号に掲げる地域以外の地域 | 1パーセント級地 |
| 滋賀県 | (1)大津市、草津市、栗東市 | 7パーセント級地 |
| | (2)彦根市、守山市、甲賀市 | 3パーセント級地 |
| | (3)長浜市、東近江市 | 2パーセント級地 |
| | (4)前3号に掲げる地域以外の地域 | 1パーセント級地 |
| 京都府 | (1)京田辺市 | 9パーセント級地 |
| | (2)京都市 | 7パーセント級地 |
| | (3)宇治市、亀岡市、向日市、木津川市 | 5パーセント級地 |
| | (4)前3号に掲げる地域以外の地域 | 2パーセント級地 |
| 大阪府 | (1)大阪市、吹田市、守口市、池田市、高槻市、大東市、門真市、豊中市、寝屋川市、箕面市、羽曳野市 | 10パーセント級地 |
| | (2)堺市、枚方市、茨木市、八尾市、柏原市、東大阪市、交野市 | 9パーセント級地 |
| | (3)岸和田市、泉大津市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市、泉南市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内郡太子町 | 6パーセント級地 |
| | (4)前3号に掲げる地域以外の地域 | 3パーセント級地 |
| | | |
| 兵庫県 | (1)芦屋市、西宮市、宝塚市 | 10パーセント級地 |
| | (2)神戸市 | 9パーセント級地 |
| | (3)尼崎市、伊丹市、川西市、三田市 | 7パーセント級地 |
| | (4)明石市 | 5パーセント級地 |

| | | |
|------|-------------------------------|----------|
| | (5)赤穂市 | 3パーセント級地 |
| | (6)姫路市 加古川市 三木市 | 2パーセント級地 |
| | (7)前6号に掲げる地域以外の地域 | 1パーセント級地 |
| 奈良県 | (1)天理市 | 9パーセント級地 |
| | (2)奈良市、大和郡山市 | 7パーセント級地 |
| | (3)大和高田市、橿原市、香芝市、北葛城郡王寺町 | 3パーセント級地 |
| | (4)桜井市、宇陀市 | 2パーセント級地 |
| | (5)前4号に掲げる地域以外の地域 | 1パーセント級地 |
| 和歌山県 | 和歌山市、橋本市 | 3パーセント級地 |
| 岡山県 | (1)岡山市 | 2パーセント級地 |
| | (2)倉敷市 | 1パーセント級地 |
| 広島県 | (1)広島市 | 7パーセント級地 |
| | (2)三原市、東広島市、廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町 | 2パーセント級地 |
| | (3)前2号に掲げる地域以外の地域 | 1パーセント級地 |
| 香川県 | 高松市 | 3パーセント級地 |
| 福岡県 | (1)福岡市、春日市、福津市 | 7パーセント級地 |
| | (2)太宰府市、糸島市、糟屋郡新宮町、糟屋郡粕屋町 | 3パーセント級地 |
| | (3)北九州市、筑紫野市、糟屋郡宇美町 | 2パーセント級地 |
| | (4)前3号に掲げる地域以外の地域 | 1パーセント級地 |

(令和8年度)

| 都道府県 | 支給地域 | 級地 |
|------|---------------------|-----------|
| 北海道 | 札幌市 | 2パーセント級地 |
| 宮城県 | 多賀城市、仙台市 | 6パーセント級地 |
| 茨城県 | (1)取手市、つくば市、守谷市 | 10パーセント級地 |
| | (2)牛久市 | 8パーセント級地 |
| | (3)水戸市、土浦市、日立市、龍ヶ崎市 | 6パーセント級地 |
| | (4)前3号に掲げる地域以外の地域 | 2パーセント級地 |

| | | |
|------|--|-----------|
| 栃木県 | | 2パーセント級地 |
| 群馬県 | 高崎市、前橋市、太田市 | 2パーセント級地 |
| 埼玉県 | (1)和光市、さいたま市、志木市 | 10パーセント級地 |
| | (2)東松山市、朝霞市 | 8パーセント級地 |
| | (3)坂戸市、川越市、上尾市 | 6パーセント級地 |
| | (4)前3号に掲げる地域以外の地域 | 2パーセント級地 |
| 千葉県 | (1)千葉市、成田市、印西市、袖ヶ浦市 | 10パーセント級地 |
| | (2)船橋市、浦安市 | 8パーセント級地 |
| | (3)市川市、松戸市、佐倉市、市原市、 富津市、柏市 | 6パーセント級地 |
| | (4)前3号に掲げる地域以外の地域 | 2パーセント級地 |
| 東京都 | (1)特別区、武蔵野市、調布市、町田市、 小平市、日野市、国分寺市、狛江市、 清瀬市、多摩市、八王子市、青梅市、 府中市、昭島市、東村山市、国立市、 福生市、稲城市、西東京市、立川市、 東大和市、三鷹市、あきる野市 | 10パーセント級地 |
| | (2)武藏村山市 | 7パーセント級地 |
| | (3)前2号に掲げる地域以外の地域 | 6パーセント級地 |
| 神奈川県 | (1)横浜市、川崎市、厚木市、藤沢市、 鎌倉市、相模原市、横須賀市、平塚市、 小田原市、茅ヶ崎市、大和市 | 10パーセント級地 |
| | (2)三浦市、三浦郡葉山町、中郡二宮町 | 8パーセント級地 |
| | (3)前2号に掲げる地域以外の地域 | 6パーセント級地 |
| 富山県 | 富山市 | 2パーセント級地 |
| 石川県 | 金沢市 | 2パーセント級地 |
| 山梨県 | 甲府市 | 2パーセント級地 |
| 長野県 | 塩尻市、長野市、松本市 | 2パーセント級地 |
| 岐阜県 | 岐阜市 | 2パーセント級地 |
| 静岡県 | (1)裾野市、静岡市 | 6パーセント級地 |

| | | |
|-----|--|-----------|
| | (2)前号に掲げる地域以外の地域 | 2パーセント級地 |
| 愛知県 | (1)名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 | 10パーセント級地 |
| | (2)西尾市、知多市、みよし市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、犬山市、江南市、田原市、弥富市、西春日井郡豊山町 | 6パーセント級地 |
| | (3)豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小牧市、海部郡飛島村 | 5パーセント級地 |
| | (4)前3号に掲げる地域以外の地域 | 4パーセント級地 |
| 三重県 | (1)鈴鹿市 | 8パーセント級地 |
| | (2)四日市市 | 6パーセント級地 |
| | (3)前2号に掲げる地域以外の地域 | 2パーセント級地 |
| 滋賀県 | (1)大津市、草津市、栗東市 | 6パーセント級地 |
| | (2)前号に掲げる地域以外の地域 | 2パーセント級地 |
| 京都府 | (1)京田辺市 | 8パーセント級地 |
| | (2)京都市、宇治市、亀岡市、向日市、木津川市 | 6パーセント級地 |
| | (3)前3号に掲げる地域以外の地域 | 4パーセント級地 |
| 大阪府 | (1)大阪市、吹田市、守口市、池田市、高槻市、大東市、門真市、豊中市、寝屋川市、箕面市、羽曳野市、堺市、枚方市、茨木市、八尾市、柏原市、東大阪市、交野市 | 10パーセント級地 |
| | (2)岸和田市、泉大津市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市、泉南市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内郡太子町 | 8パーセント級地 |
| | (3)前2号に掲げる地域以外の地域 | 6パーセント級地 |
| 兵庫県 | (1)芦屋市、西宮市、宝塚市 | 10パーセント級地 |

| | | |
|------|------------------------|----------|
| | (2)神戸市 | 8パーセント級地 |
| | (3)尼崎市、伊丹市、川西市、三田市、明石市 | 6パーセント級地 |
| | (4)前3号に掲げる地域以外の地域 | 2パーセント級地 |
| 奈良県 | (1)天理市 | 8パーセント級地 |
| | (2)奈良市、大和郡山市 | 6パーセント級地 |
| | (3)前2号に掲げる地域以外の地域 | 2パーセント級地 |
| 和歌山県 | 和歌山市、橋本市 | 2パーセント級地 |
| 岡山県 | 岡山市、倉敷市 | 2パーセント級地 |
| 広島県 | (1)広島市 | 6パーセント級地 |
| | (2)前号に掲げる地域以外の地域 | 2パーセント級地 |
| 香川県 | 高松市 | 2パーセント級地 |
| 福岡県 | (1)福岡市、春日市、福津市 | 6パーセント級地 |
| | (2)前号に掲げる地域以外の地域 | 2パーセント級地 |

(令和9年度)

| 都道府県 | 支給地域 | 級地 |
|------|---------------------|-----------|
| 北海道 | 札幌市 | 2パーセント級地 |
| 宮城県 | 多賀城市、仙台市 | 6パーセント級地 |
| 茨城県 | (1)取手市、つくば市、守谷市 | 10パーセント級地 |
| | (2)牛久市 | 7パーセント級地 |
| | (3)水戸市、土浦市、日立市、龍ヶ崎市 | 6パーセント級地 |
| | (4)前3号に掲げる地域以外の地域 | 2パーセント級地 |
| 栃木県 | | 2パーセント級地 |
| 群馬県 | 高崎市、前橋市、太田市 | 2パーセント級地 |
| 埼玉県 | (1)和光市、さいたま市、志木市 | 10パーセント級地 |
| | (2)東松山市、朝霞市 | 7パーセント級地 |
| | (3)坂戸市、川越市、上尾市 | 6パーセント級地 |
| | (4)前3号に掲げる地域以外の地域 | 2パーセント級地 |
| 千葉県 | (1)千葉市、成田市、印西市、袖ヶ浦市 | 10パーセント級地 |
| | (2)船橋市、浦安市 | 7パーセント級地 |

| | | |
|------|--|-----------|
| | (3)市川市、松戸市、佐倉市、市原市、 富津市、柏市 | 6パーセント級地 |
| | (4)前3号に掲げる地域以外の地域 | 2パーセント級地 |
| 東京都 | (1)特別区、武蔵野市、調布市、町田市、 小平市、日野市、国分寺市、狛江市、 清瀬市、多摩市、八王子市、青梅市、 府中市、昭島市、東村山市、国立市、 福生市、稲城市、西東京市、立川市、 東大和市、三鷹市、あきる野市、武藏 村山市 | 10パーセント級地 |
| | (2)前号に掲げる地域以外の地域 | 9パーセント級地 |
| 神奈川県 | (1)横浜市、川崎市、厚木市、藤沢市、 鎌倉市、相模原市、横須賀市、平塚市、 小田原市、茅ヶ崎市、大和市、三浦市、 三浦郡葉山町、中郡二宮町 | 10パーセント級地 |
| | (2)前号に掲げる地域以外の地域 | 9パーセント級地 |
| 富山県 | 富山市 | 2パーセント級地 |
| 石川県 | 金沢市 | 2パーセント級地 |
| 山梨県 | 甲府市 | 2パーセント級地 |
| 長野県 | 塩尻市、長野市、松本市 | 2パーセント級地 |
| 岐阜県 | 岐阜市 | 2パーセント級地 |
| 静岡県 | (1)裾野市 | 9パーセント級地 |
| | (2)静岡市 | 6パーセント級地 |
| | (3)前2号に掲げる地域以外の地域 | 2パーセント級地 |
| 愛知県 | (1)名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 | 10パーセント級地 |
| | (2)前号に掲げる地域以外の地域 | 6パーセント級地 |
| 三重県 | (1)鈴鹿市 | 7パーセント級地 |
| | (2)四日市市 | 6パーセント級地 |
| | (3)前2号に掲げる地域以外の地域 | 2パーセント級地 |
| 滋賀県 | (1)大津市、草津市、栗東市 | 6パーセント級地 |

| | | |
|------|---|-----------|
| | (2)前号に掲げる地域以外の地域 | 2パーセント級地 |
| 京都府 | (1)京田辺市 | 7パーセント級地 |
| | (2)前号に掲げる地域以外の地域 | 6パーセント級地 |
| 大阪府 | (1)大阪市、吹田市、守口市、池田市、高槻市、大東市、門真市、豊中市、寝屋川市、箕面市、羽曳野市、堺市、枚方市、茨木市、八尾市、柏原市、東大阪市、交野市、岸和田市、泉大津市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市、泉南市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内郡太子町 | 10パーセント級地 |
| | (2)前号に掲げる地域以外の地域 | 9パーセント級地 |
| | | |
| 兵庫県 | (1)芦屋市、西宮市、宝塚市 | 10パーセント級地 |
| | (2)神戸市 | 7パーセント級地 |
| | (3)尼崎市、伊丹市、川西市、三田市、明石市 | 6パーセント級地 |
| | (4)前3号に掲げる地域以外の地域 | 2パーセント級地 |
| 奈良県 | (1)天理市 | 7パーセント級地 |
| | (2)奈良市、大和郡山市 | 6パーセント級地 |
| | (3)前2号に掲げる地域以外の地域 | 2パーセント級地 |
| 和歌山県 | 和歌山市、橋本市 | 2パーセント級地 |
| 岡山県 | 岡山市、倉敷市 | 2パーセント級地 |
| 広島県 | (1)広島市 | 6パーセント級地 |
| | (2)前号に掲げる地域以外の地域 | 2パーセント級地 |
| 香川県 | 高松市 | 2パーセント級地 |
| 福岡県 | (1)福岡市、春日市、福津市 | 6パーセント級地 |
| | (2)前号に掲げる地域以外の地域 | 2パーセント級地 |

備考

この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和7年4月1日においてそれらの名称を有する市又

は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

附 則(令和8年1月20日機構規程第41号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和8年1月20日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構職員給与規程(平成15年10月機構規程第27号。以下「職員給与規程」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

第2条 この規程による改正後の職員給与規程第26条の3第2項の規定は、令和4年4月2日から適用日の前日までの間に新たに俸給表の適用を受ける職員となって職員給与規程第26条の2第1項に規定する特地勤務箇所又は同規程第26条の3第1項に規定する準特地勤務箇所に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員にも適用する。

(給与の内扱)

第3条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内扱いとみなす。

別表第1(第5条関係)

俸給表

(金額単位：円)

| 号俸 | 1等級 | 2等級 | 3等級 | 4等級 | 5等級 | 6等級 | 7等級 | 8等級 | 9等級 |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 俸給月額 |
| 1 | 502,000 | 405,900 | 355,900 | 334,100 | 286,100 | 265,800 | 242,000 | 202,300 | 196,900 |
| 2 | 504,000 | 407,800 | 357,300 | 335,500 | 287,400 | 267,200 | 243,100 | 203,400 | 197,000 |
| 3 | 506,000 | 409,100 | 358,800 | 336,900 | 288,700 | 268,400 | 244,200 | 204,500 | 197,100 |
| 4 | 507,900 | 410,800 | 360,200 | 338,300 | 290,000 | 269,600 | 245,300 | 205,600 | 197,200 |
| 5 | 509,900 | 412,700 | 361,600 | 339,300 | 291,100 | 270,500 | 246,400 | 206,700 | 197,300 |
| 6 | 511,900 | 414,700 | 363,000 | 340,400 | 292,300 | 271,700 | 247,500 | 207,800 | 197,400 |
| 7 | 513,800 | 416,500 | 364,500 | 341,400 | 293,400 | 272,700 | 248,600 | 208,800 | 197,500 |
| 8 | 515,700 | 418,300 | 366,000 | 342,700 | 294,600 | 273,900 | 249,700 | 209,900 | 197,600 |
| 9 | 517,500 | 420,400 | 367,600 | 344,300 | 295,800 | 275,100 | 250,800 | 211,000 | 197,700 |
| 10 | 519,500 | 422,000 | 369,000 | 345,500 | 296,800 | 276,200 | 251,900 | 212,100 | 197,800 |

| | | | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 11 | 521,400 | 423,800 | 370,400 | 346,800 | 298,000 | 277,600 | 253,100 | 213,200 | 197,900 |
| 12 | 523,200 | 425,700 | 372,000 | 347,800 | 299,400 | 278,700 | 254,300 | 214,300 | 198,000 |
| 13 | 525,200 | 427,200 | 373,500 | 349,100 | 300,600 | 279,800 | 255,400 | 215,300 | 198,100 |
| 14 | 527,100 | 429,200 | 374,800 | 350,100 | 301,800 | 281,000 | 256,700 | 216,400 | 198,200 |
| 15 | 528,800 | 431,100 | 376,300 | 351,200 | 303,000 | 282,300 | 257,900 | 217,500 | 198,300 |
| 16 | 530,700 | 433,000 | 377,800 | 352,400 | 304,100 | 283,700 | 259,300 | 218,500 | 198,400 |
| 17 | 532,400 | 434,900 | 379,200 | 353,700 | 305,300 | 285,000 | 260,700 | 219,500 | 198,600 |
| 18 | 534,400 | 436,700 | 380,800 | 355,000 | 306,400 | 286,200 | 262,200 | 220,500 | 199,000 |
| 19 | 536,100 | 438,300 | 382,400 | 356,000 | 307,500 | 287,600 | 263,500 | 221,400 | 199,600 |
| 20 | 538,000 | 440,300 | 384,100 | 357,300 | 308,600 | 288,800 | 264,800 | 222,500 | 200,300 |
| 21 | 539,600 | 442,200 | 385,800 | 358,700 | 309,900 | 290,100 | 266,200 | 223,700 | 201,000 |
| 22 | 541,400 | 444,200 | 387,400 | 360,100 | 310,900 | 291,200 | 267,300 | 225,000 | 201,500 |
| 23 | 543,300 | 446,000 | 388,900 | 361,500 | 311,800 | 292,400 | 268,700 | 226,200 | 202,100 |
| 24 | 545,100 | 447,900 | 390,500 | 362,700 | 312,800 | 293,800 | 269,900 | 227,500 | 202,700 |
| 25 | 547,000 | 449,600 | 392,100 | 363,900 | 313,600 | 295,200 | 271,000 | 228,600 | 203,400 |
| 26 | 548,900 | 451,600 | 393,600 | 365,100 | 314,700 | 296,500 | 272,500 | 229,700 | 204,100 |
| 27 | 550,800 | 453,400 | 395,200 | 366,500 | 315,900 | 298,000 | 273,700 | 230,700 | 204,900 |
| 28 | 552,600 | 455,300 | 396,900 | 367,900 | 317,000 | 299,500 | 275,000 | 231,500 | 205,600 |
| 29 | 554,500 | 457,200 | 398,600 | 369,300 | 317,900 | 300,700 | 276,300 | 232,300 | 206,500 |
| 30 | 556,400 | 459,000 | 400,300 | 370,700 | 319,000 | 301,900 | 277,700 | 233,100 | 207,300 |
| 31 | 557,900 | 460,800 | 401,800 | 372,000 | 320,200 | 303,100 | 278,800 | 234,000 | 208,000 |
| 32 | 559,700 | 462,700 | 403,600 | 373,400 | 321,300 | 304,200 | 280,000 | 235,100 | 208,800 |
| 33 | 561,600 | 464,500 | 405,100 | 374,600 | 322,500 | 305,400 | 281,400 | 236,100 | 209,700 |
| 34 | 563,300 | 466,400 | 406,600 | 376,000 | 323,500 | 306,500 | 282,800 | 237,000 | 210,400 |
| 35 | 565,100 | 468,300 | 407,700 | 377,300 | 324,600 | 307,600 | 284,100 | 238,000 | 211,300 |
| 36 | 567,100 | 470,200 | 409,100 | 378,700 | 325,800 | 308,800 | 285,400 | 238,900 | 212,000 |
| 37 | 568,800 | 471,900 | 410,700 | 380,000 | 327,100 | 310,000 | 286,700 | 239,800 | 212,800 |
| 38 | 570,500 | 473,900 | 412,200 | 381,500 | 328,100 | 311,100 | 288,100 | 240,400 | 213,700 |
| 39 | 572,100 | 475,700 | 413,900 | 383,000 | 329,200 | 312,400 | 289,500 | 241,200 | 214,300 |
| 40 | 573,800 | 477,600 | 415,600 | 384,600 | 330,400 | 313,500 | 290,800 | 242,100 | 214,900 |

| | | | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 41 | 575,400 | 479,500 | 417,200 | 386,100 | 331,700 | 314,800 | 292,100 | 242,700 | 215,700 |
| 42 | 576,900 | 481,500 | 418,700 | 387,700 | 332,900 | 316,000 | 293,500 | 243,500 | 216,600 |
| 43 | 578,400 | 483,300 | 420,400 | 388,900 | 333,900 | 317,100 | 294,800 | 244,400 | 217,300 |
| 44 | 580,000 | 485,300 | 422,000 | 390,500 | 334,800 | 318,000 | 296,100 | 245,400 | 218,200 |
| 45 | 581,600 | 487,000 | 423,600 | 392,000 | 335,900 | 319,100 | 297,700 | 246,100 | 219,000 |
| 46 | 583,200 | 488,900 | 424,900 | 393,400 | 337,200 | 320,300 | 299,200 | 246,900 | 219,900 |
| 47 | 584,700 | 490,800 | 426,300 | 394,800 | 338,300 | 321,400 | 300,500 | 247,700 | 220,500 |
| 48 | 586,100 | 492,600 | 428,000 | 396,400 | 339,300 | 322,600 | 301,900 | 248,600 | 221,300 |
| 49 | 587,600 | 494,200 | 429,700 | 397,600 | 340,400 | 323,600 | 303,100 | 249,500 | 222,000 |
| 50 | 589,100 | 496,100 | 431,400 | 399,200 | 341,300 | 324,700 | 304,200 | 250,200 | 222,600 |
| 51 | 590,600 | 498,000 | 433,000 | 400,600 | 342,400 | 325,900 | 305,400 | 251,100 | 223,400 |
| 52 | 592,100 | 500,200 | 434,900 | 402,200 | 343,800 | 327,200 | 306,300 | 252,000 | 224,300 |
| 53 | 593,600 | 501,600 | 436,400 | 403,500 | 344,800 | 328,200 | 307,400 | 252,800 | 225,100 |
| 54 | 594,900 | 503,500 | 437,800 | 405,000 | 345,800 | 329,300 | 308,700 | 253,700 | 225,900 |
| 55 | 596,300 | 505,200 | 439,200 | 406,300 | 346,800 | 330,500 | 309,700 | 254,600 | 226,700 |
| 56 | 597,700 | 507,000 | 440,600 | 407,800 | 347,900 | 331,800 | 310,700 | 255,400 | 227,500 |
| 57 | 599,100 | 508,900 | 442,100 | 409,100 | 348,900 | 333,000 | 311,600 | 256,300 | 228,200 |
| 58 | 600,500 | 510,600 | 443,800 | 410,700 | 349,900 | 334,000 | 312,400 | 257,200 | 229,100 |
| 59 | 601,900 | 512,400 | 445,300 | 412,100 | 351,000 | 334,900 | 313,100 | 257,900 | 229,900 |
| 60 | 603,300 | 513,800 | 446,800 | 413,700 | 352,200 | 336,000 | 314,000 | 258,800 | 230,600 |
| 61 | 604,500 | 515,700 | 448,400 | 415,000 | 353,300 | 337,300 | 315,000 | 259,500 | 231,200 |
| 62 | 605,800 | 517,400 | 450,000 | 416,500 | 354,400 | 338,500 | 316,100 | 260,300 | 231,800 |
| 63 | 607,000 | 519,200 | 451,600 | 417,900 | 355,400 | 339,600 | 317,100 | 261,000 | 232,300 |
| 64 | 608,200 | 520,900 | 453,100 | 419,400 | 356,600 | 340,500 | 318,000 | 261,600 | 232,900 |
| 65 | 609,400 | 522,700 | 454,800 | 420,900 | 357,800 | 341,700 | 319,100 | 262,200 | 233,600 |
| 66 | 610,500 | 524,600 | 456,300 | 422,300 | 359,100 | 343,000 | 320,000 | 262,900 | 234,400 |
| 67 | 611,500 | 525,700 | 457,500 | 423,500 | 360,300 | 343,900 | 320,900 | 263,700 | 235,200 |
| 68 | 612,500 | 527,300 | 458,900 | 424,800 | 361,300 | 344,900 | 321,800 | 264,300 | 236,000 |
| 69 | 613,600 | 529,100 | 460,600 | 426,100 | 362,500 | 345,900 | 322,600 | 264,800 | 236,700 |
| 70 | 614,700 | 530,500 | 462,100 | 427,700 | 363,700 | 346,900 | 323,500 | 265,400 | 237,600 |

| | | | | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 71 | 615,700 | 531,900 | 463,600 | 429,200 | 364,900 | 348,100 | 324,300 | 266,000 | 238,400 |
| 72 | 616,700 | 533,500 | 465,200 | 430,600 | 366,100 | 349,100 | 325,300 | 266,700 | 239,300 |
| 73 | 617,700 | 535,000 | 466,800 | 432,000 | 367,200 | 350,200 | 326,200 | 267,300 | 239,900 |
| 74 | | 536,700 | 468,300 | 433,500 | 368,300 | 351,500 | 327,200 | 268,000 | 240,400 |
| 75 | | 538,200 | 469,800 | 434,900 | 369,700 | 352,700 | 328,200 | 268,600 | 241,200 |
| 76 | | 539,900 | 471,400 | 436,400 | 371,000 | 353,800 | 329,000 | 269,300 | 241,900 |
| 77 | | 541,600 | 473,000 | 437,700 | 372,200 | 354,800 | 330,000 | 269,900 | 242,400 |
| 78 | | 543,300 | 474,600 | 439,200 | 373,300 | 356,000 | 331,000 | 270,400 | 243,000 |
| 79 | | 544,800 | 476,000 | 440,600 | 374,500 | 357,100 | 331,900 | 270,800 | 243,800 |
| 80 | | 546,500 | 477,300 | 442,100 | 375,600 | 358,100 | 332,800 | 271,300 | 244,600 |
| 81 | | 548,100 | 478,900 | 443,400 | 376,700 | 359,400 | 333,700 | 271,900 | 245,200 |
| 82 | | 549,700 | 480,500 | 444,800 | 377,900 | 360,600 | 334,500 | 272,700 | 245,900 |
| 83 | | 551,100 | 482,100 | 446,200 | 379,200 | 361,600 | 335,500 | 273,600 | 246,500 |
| 84 | | 552,700 | 483,700 | 447,700 | 380,500 | 362,800 | 336,500 | 274,300 | 247,300 |
| 85 | | 554,300 | 485,100 | 449,100 | 381,800 | 363,900 | 337,300 | 274,900 | 248,000 |
| 86 | | 555,800 | 486,600 | 450,500 | 383,200 | 365,100 | 338,000 | 275,700 | 248,700 |
| 87 | | 556,900 | 488,100 | 451,900 | 384,400 | 366,200 | 338,800 | 276,300 | 249,300 |
| 88 | | 558,400 | 489,700 | 453,300 | 385,800 | 367,300 | 339,700 | 276,900 | 249,900 |
| 89 | | 559,800 | 491,300 | 454,800 | 387,000 | 368,600 | 340,600 | 277,600 | 250,500 |
| 90 | | 561,200 | 492,900 | 456,300 | 388,400 | 370,000 | 341,500 | 278,400 | 251,200 |
| 91 | | 562,500 | 494,000 | 457,700 | 389,700 | 371,200 | 342,400 | 279,000 | 251,800 |
| 92 | | 563,900 | 495,400 | 459,100 | 391,100 | 372,300 | 343,100 | 279,700 | 252,500 |
| 93 | | 565,200 | 496,900 | 460,400 | 392,300 | 373,500 | 343,800 | 280,300 | 253,200 |
| 94 | | 566,500 | 498,400 | 461,800 | 393,600 | 374,600 | 344,600 | 280,900 | 253,900 |
| 95 | | 567,700 | 500,000 | 463,100 | 394,700 | 375,700 | 345,500 | 281,400 | 254,500 |
| 96 | | 569,000 | 501,200 | 464,500 | 395,900 | 376,800 | 346,400 | 281,900 | 255,200 |
| 97 | | 570,200 | 502,600 | 465,700 | 397,300 | 378,000 | 347,200 | 282,500 | 255,800 |
| 98 | | | 504,100 | 467,200 | 398,700 | 378,900 | 348,200 | 283,300 | 256,400 |
| 99 | | | 505,600 | 468,500 | 399,900 | 380,000 | 349,000 | 283,900 | 257,100 |
| 100 | | | 506,900 | 470,000 | 401,300 | 381,200 | 349,900 | 284,400 | 257,800 |

| | | | | | | | | | |
|-----|--|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 101 | | | 508,300 | 471,300 | 402,400 | 382,400 | 350,900 | 285,000 | 258,300 |
| 102 | | | 509,600 | 472,800 | 403,800 | 383,600 | 351,900 | 285,600 | 258,800 |
| 103 | | | 510,900 | 474,100 | 405,000 | 384,800 | 352,700 | 286,300 | 259,500 |
| 104 | | | 512,100 | 475,600 | 406,200 | 385,900 | 353,700 | 287,100 | 260,100 |
| 105 | | | 513,300 | 476,900 | 407,400 | 387,100 | 354,400 | 287,700 | 260,500 |
| 106 | | | 514,400 | 478,400 | 408,700 | 388,100 | 355,300 | 288,400 | 261,000 |
| 107 | | | 515,600 | 479,800 | 409,700 | 389,200 | 356,300 | 289,000 | 261,500 |
| 108 | | | 517,100 | 481,300 | 411,000 | 390,400 | 357,200 | 289,500 | 262,100 |
| 109 | | | 518,200 | 482,700 | 412,200 | 391,400 | 358,000 | 290,000 | 262,700 |
| 110 | | | 519,500 | 484,100 | 413,500 | 392,600 | 359,000 | 290,600 | 263,100 |
| 111 | | | 520,600 | 485,300 | 414,800 | 393,700 | 359,900 | 291,400 | 263,300 |
| 112 | | | 521,900 | 486,600 | 416,000 | 394,900 | 360,700 | 292,000 | 263,700 |
| 113 | | | 523,100 | 487,700 | 417,200 | 395,800 | 361,700 | 292,500 | 264,100 |
| 114 | | | 524,400 | 489,100 | 418,500 | 397,000 | 362,600 | 293,100 | 264,500 |
| 115 | | | 525,500 | 490,300 | 419,700 | 398,000 | 363,400 | 293,600 | 264,800 |
| 116 | | | 526,700 | 491,600 | 421,000 | 399,100 | 364,400 | 294,000 | 265,100 |
| 117 | | | 527,700 | 492,800 | 422,200 | 400,200 | 365,200 | 294,500 | 265,500 |
| 118 | | | 528,700 | 494,000 | 423,200 | 401,400 | 366,100 | 295,100 | 265,800 |
| 119 | | | 529,700 | 495,200 | 424,300 | 402,500 | 366,900 | 295,600 | 266,000 |
| 120 | | | 530,800 | 496,500 | 425,400 | 403,500 | 367,800 | 296,200 | 266,200 |
| 121 | | | 531,800 | 497,700 | 426,600 | 404,400 | 368,700 | 297,000 | 266,400 |
| 122 | | | 533,000 | 498,900 | 427,900 | 405,300 | 369,700 | 297,800 | 266,600 |
| 123 | | | 534,100 | 500,000 | 429,200 | 406,300 | 370,500 | 298,400 | 266,800 |
| 124 | | | 535,300 | 501,100 | 430,400 | 407,100 | 371,500 | 299,000 | 267,000 |
| 125 | | | 536,400 | 502,100 | 431,600 | 407,900 | 372,300 | 299,500 | 267,200 |
| 126 | | | 537,500 | 503,300 | 432,800 | 408,800 | 373,000 | 300,000 | 267,400 |
| 127 | | | 538,700 | 504,300 | 433,800 | 409,600 | 373,600 | 300,600 | 267,600 |
| 128 | | | 539,800 | 505,400 | 435,100 | 410,500 | | | |
| 129 | | | 540,800 | 506,300 | 436,100 | 411,300 | | | |
| 130 | | | 541,900 | 507,500 | 437,200 | 412,300 | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-----|--|--|---------|---------|---------|---------|--|--|--|--|
| 131 | | | 543,000 | 508,600 | 438,400 | 413,100 | | | | |
| 132 | | | 544,000 | 509,700 | 439,600 | 414,100 | | | | |
| 133 | | | 545,100 | 510,600 | 440,700 | 414,900 | | | | |
| 134 | | | 546,200 | 511,700 | 441,900 | 415,700 | | | | |
| 135 | | | 547,300 | 512,700 | 443,000 | 416,500 | | | | |
| 136 | | | 548,400 | 513,800 | 444,100 | 417,400 | | | | |
| 137 | | | | 514,700 | 445,100 | 418,100 | | | | |
| 138 | | | | 515,800 | 446,300 | 419,000 | | | | |
| 139 | | | | 516,800 | 447,300 | 419,800 | | | | |
| 140 | | | | 517,900 | 448,400 | 420,600 | | | | |
| 141 | | | | 518,700 | 449,500 | 421,400 | | | | |
| 142 | | | | 519,700 | 450,600 | 422,300 | | | | |
| 143 | | | | 520,700 | 451,500 | 423,000 | | | | |
| 144 | | | | 521,700 | 452,600 | 423,800 | | | | |
| 145 | | | | 522,400 | 453,600 | 424,500 | | | | |
| 146 | | | | 523,300 | 454,600 | 425,200 | | | | |
| 147 | | | | 524,200 | 455,600 | 426,000 | | | | |
| 148 | | | | 525,200 | 456,500 | 426,900 | | | | |
| 149 | | | | 526,000 | 457,500 | 427,700 | | | | |
| 150 | | | | 526,900 | 458,500 | 428,500 | | | | |
| 151 | | | | 527,800 | 459,300 | 429,300 | | | | |
| 152 | | | | | 460,300 | | | | | |
| 153 | | | | | 461,100 | | | | | |
| 154 | | | | | 462,000 | | | | | |
| 155 | | | | | 462,900 | | | | | |
| 156 | | | | | 463,900 | | | | | |
| 157 | | | | | 464,800 | | | | | |
| 158 | | | | | 465,700 | | | | | |
| 159 | | | | | 466,500 | | | | | |
| 160 | | | | | 467,500 | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----|--|--|--|--|---------|--|--|--|--|
| 161 | | | | | 468,200 | | | | |
| 162 | | | | | 469,000 | | | | |
| 163 | | | | | 469,900 | | | | |

別表第2(第15条関係)

| 都道府県 | 支給地域 | 級地 |
|------|-----------------------------------|-----|
| 北海道 | 札幌市 | 3級地 |
| 宮城県 | 仙台市、多賀城市 | 2級地 |
| 茨城県 | (1)取手市、つくば市、守谷市 | 1級地 |
| | (2)水戸市、土浦市、日立市、龍ヶ崎市、牛久市 | 2級地 |
| | (3)前2号に掲げる地域以外の地域 | 3級地 |
| 栃木県 | | 3級地 |
| 群馬県 | 前橋市、高崎市、太田市 | 3級地 |
| 埼玉県 | (1)和光市、さいたま市、志木市 | 1級地 |
| | (2)川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 | 2級地 |
| | (3)前2号に掲げる地域以外の地域 | 3級地 |
| 千葉県 | (1)千葉市、成田市、印西市、袖ヶ浦市 | 1級地 |
| | (2)市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市 | 2級地 |
| | (3)前2号に掲げる地域以外の地域 | 3級地 |
| 東京都 | | 1級地 |
| 神奈川県 | | 1級地 |
| 富山県 | 富山市 | 3級地 |
| 石川県 | 金沢市 | 3級地 |
| 山梨県 | 甲府市 | 3級地 |
| 長野県 | 長野市、松本市、塩尻市 | 3級地 |
| 岐阜県 | 岐阜市 | 3級地 |
| 静岡県 | (1)裾野市 | 1級地 |
| | (2)静岡市 | 2級地 |
| | (3)前2号に掲げる地域以外の地域 | 3級地 |
| 愛知県 | (1)名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 | 1級地 |

| | | |
|------|----------------------------|-----|
| | (2)前号に掲げる地域以外の地域 | 2級地 |
| 三重県 | (1)四日市市、鈴鹿市 | 2級地 |
| | (2)前号に掲げる地域以外の地域 | 3級地 |
| 滋賀県 | (1)大津市、草津市、栗東市 | 2級地 |
| | (2)前号に掲げる地域以外の地域 | 3級地 |
| 京都府 | | 2級地 |
| 大阪府 | | 1級地 |
| 兵庫県 | (1)芦屋市、西宮市、宝塚市 | 1級地 |
| | (2)神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市 | 2級地 |
| | (3)前2号に掲げる地域以外の地域 | 3級地 |
| 奈良県 | (1)奈良市、大和郡山市、天理市 | 2級地 |
| | (2)前号に掲げる地域以外の地域 | 3級地 |
| 和歌山県 | 和歌山市、橋本市 | 3級地 |
| 岡山県 | 岡山市、倉敷市 | 3級地 |
| 広島県 | (1)広島市 | 2級地 |
| | (2)前号に掲げる地域以外の地域 | 3級地 |
| 香川県 | 高松市 | 3級地 |
| 福岡県 | (1)福岡市、春日市、福津市 | 2級地 |
| | (2)前号に掲げる地域以外の地域 | 3級地 |

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和7年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表第3(第16条関係)

| 職務の区分 | 代表的職務 | 職務手当の月額 |
|-------|---------|-------------------------|
| 第1種 | 本社の部長 | 145,000円を超えない範囲内で別に定める額 |
| 第2種 | 本社の課長 | 125,000円を超えない範囲内で別に定める額 |
| 第3種 | 地方機関の課長 | 45,000円を超えない範囲内で別に定める額 |

| | | |
|-----|----------|------------------------|
| 第4種 | 鉄道建設所の所長 | 35,000円を超えない範囲内で別に定める額 |
|-----|----------|------------------------|

別表第4(第32条関係)

| 職務 | 管理職加算割合 | 職務加算割合 |
|---|---------|---------|
| 職務の区分(第16条第2項に規定する職務の区分をいう。以下同じ。)が第1種に属する職務 | 100分の23 | 100分の20 |
| 職務の区分が第2種に属する職務 | 100分の14 | 100分の15 |
| 1 職務の区分が第3種に属する職務 2 課長補佐 3 4等級にある鉄道建設所等(組織規程第84条に規定する鉄道建設所等をいう。以下同じ。)の所長及び副所長並びに建設事務所(組織規程第83条に規定する建設事務所をいう。以下同じ。)の工事長、副長 | | 100分の10 |
| 1 担当係長 2 5等級にある鉄道建設所等の所長及び担当副所長並びに建設事務所の工事長及び係長 3 担当係長と職務内容、責任等からみて同程度の職務にある別に定める職員 | | 100分の5 |